

# 感染症対策について

## 令和6年度介護報酬改定の概要

- 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

### 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- ・ 質の高い公正中立なケアマネジメント
- ・ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- ・ 医療と介護の連携の推進
  - 在宅における医療ニーズへの対応強化
  - 在宅における医療・介護の連携強化
  - 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
  - **高齢者施設等と医療機関の連携強化**
- ・ 看取りへの対応強化
- ・ **感染症や災害への対応力向上**
- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 認知症の対応力向上
- ・ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

### 2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

- ・ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- ・ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ・ LIFEを活用した質の高い介護

### 4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- ・ 評価の適正化・重点化
- ・ 報酬の整理・簡素化

### 3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- ・ 介護職員の処遇改善
- ・ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・ 効率的なサービス提供の推進

### 5. その他

- ・ 「書面掲示」規制の見直し
- ・ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- ・ 基準費用額（居住費）の見直し
- ・ 地域区分

## 感染症や災害への対応力向上

### 高齢者施設等における感染症対応力の向上

告示改正

- 高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設ける。
  - ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。
  - イ 上記以外の一般的な感染症（※）について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。  
※ 新型コロナウイルス感染症を含む。
  - ウ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
- また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評価する新たな加算を設ける。

特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

#### 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）

10単位/月（新設）

#### 高齢者施設等

- ・ 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保すること
- ・ 協力医療機関等との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること

第二種協定指定医療機関等との連携

院内感染対策に関する研修又は訓練に年1回参加



#### 医療機関等

- ・ 第二種協定指定医療機関（新興感染症）
- ・ 協力医療機関等（その他の感染症）

- ・ 診療報酬における感染対策向上加算若しくは外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会

#### 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）

5単位/月（新設）

#### 高齢者施設等

3年に1回以上実地指導を受ける



#### 医療機関等

- ・ 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関

## 1. (5) ① 高齢者施設等における感染症対応力の向上

<b>概要</b>	【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者施設等については、<u>施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設ける。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。</li> <li>イ 上記以外の一般的な感染症（※）について、<u>協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 新型コロナウイルス感染症を含む。</li> </ul> </li> <li>ウ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、<u>助言や指導を受けること。</u></li> </ul> </li> <li>○ また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、<u>施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けること</u>を評価する新たな加算を設ける。【告示改正】</li> </ul>
<b>単位数</b>	
<現行> なし	 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;改定後&gt;</li> <li>高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位/月（新設）</li> <li>高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位/月（新設）</li> </ul>
<b>算定要件等</b>	
	<p>&lt;高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）&gt;（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、<u>新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。</u></li> <li>○ 協力医療機関等との間で<u>新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。</u></li> <li>○ <u>診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。</u></li> </ul> <p>&lt;高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）&gt;（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 診療報酬における<u>感染対策向上加算に係る届出</u>を行った医療機関から、<u>3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。</u></li> </ul>

## 1. (5) ② 施設内療養を行う高齢者施設等への対応

<b>概要</b>	【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことを新たに評価する。</u></li> <li>○ 対象の感染症については、<u>今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する仕組みとする。</u>【告示改正】</li> </ul>
<b>単位数</b>	
<現行> なし	 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;改定後&gt;</li> <li>新興感染症等施設療養費 240単位/日（新設）</li> </ul>
<b>算定要件等</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に<u>相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 現時点において指定されている感染症はない。</li> </ul> </li> </ul>

## 1. (5) ③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

### 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。
- また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。【省令改正】

# 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

## 事務連絡等更新状況

- [PDF \(令和5年9月25日\) 介護現場における感染対策の手引き \(第3版\) \[PDF形式: 8.7MB\]](#) 
- [PDF \(令和5年1月31日\) 介護現場における感染対策の手引き \(第2版\) \[PDF形式: 11.8MB\]](#) 
- [PDF \(令和5年2月2日\) 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を一部改訂しました \[PDF形式: 3.4MB\]](#) 
- [PDF \(令和3年8月18日\) 「介護現場における感染対策の手引き \(第2版\)」を一部改訂しました \[PDF形式: 13.1MB\]](#) 
- [\(令和3年3月24日\) 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド等について](#)
- [\(令和3年3月22日\) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて \(第19報\)](#)
- [\(令和3年3月9日\) 介護現場における感染対策の手引き \(第2版\) 等について](#)
- [\(令和3年3月9日\) 介護施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症対応等に係る事例の共有について](#)
- [\(令和3年3月5日\) 退院患者の介護施設における適切な受入等について \(一部改正\)](#)

## 介護事業所等向けの情報



### 感染拡大防止に関する事項

[施設内での具体的な行動基準について](#)

[介護老人保健施設等でやむを得ず一時的に入所継続を行う場合の留意事項について](#)

[感染発生時に備えた応援体制構築や施設における事前準備について](#)



### 人員、運営基準等の臨時的な取扱いや衛生用品の確保に関する事項

[人員基準等の臨時的な取扱いについて整理したページ](#)

[通所系サービスの報酬の取扱いについて](#)



### 介護施設等の職員のためのサポートガイドなど

[PDF 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド \[PDF形式: 2.6MB\]](#) 

[PDF リーフレット \[PDF形式: 927KB\]](#) 

[施設内感染対策のための自主点検のポイント等について](#)

[施設における自主点検の実施状況について](#)

[病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点等について](#)

[介護職員にもわかりやすい感染対策の動画をまとめたページはこちら](#)

[介護保険サービス向けの感染対策研修はこちら](#)

[自治体における取組紹介はこちら](#)

[その他、感染拡大防止に関する事務連絡はこちら](#)

[その他、人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡はこちら](#)

[介護施設への布製マスクの配布希望の申出等について](#)

[衛生・防護用品の都道府県等における備蓄や体制整備について](#)

[その他、衛生用品の確保に関する事務連絡はこちら](#)

[【基礎編】（前編）新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド](#)

[【事例編】（後編）新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド](#)

## 介護施設・事業所における 業務継続ガイドライン

BCPに関するひな形・研修動画等はこちら

[PDF 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン \[PDF形式：3.4MB\]](#) 

[PDF 自然災害発生時の業務継続ガイドライン \[PDF形式：8.7MB\]](#)   
[ツール集・ひな形研修動画](#)



通いの場等に関する事項

[「地域がいきいき 集まろう！通いの場」特設Webサイト](#)

[「介護発！！地域づくり動画」](#)

[通いの場などの取組を実施するための留意事項](#)

[外出自粛時の認知症カフェ継続に向けた手引（認知症カフェ運営者向け）](#)

[外出自粛時の認知症カフェ継続に向けた手引（認知症カフェ参加者（本人・家族）向け）](#)



介護現場における感染対策の手引きなど

[PDF 介護現場における感染対策の手引き（第3版） \[PDF形式：8.7MB\]](#) 

[PDF 【第3版】感染対策普及リーフレット \[PDF形式：1.4MB\]](#) 

[PDF 【施設系】感染症マニュアル概要版 \[PDF形式：10.8MB\]](#) 

[PDF 【通所系】感染症マニュアル概要版 \[PDF形式：10.9MB\]](#) 

 [【訪問系】感染症マ  
ニュアル概要版 \[PDF形  
式: 10.8MB\]](#) 

## その他に関する事項

介護施設等に対する融資について示したものは[こちら](#)

介護予防・見守り等の取組例について示したものは[こちら](#)

その他の事項に関する事務連絡は[こちら](#)



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

# 令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

## 1. 概要

- 令和5年10月から令和6年3月までの移行期間が終了。
- 新型コロナ対応を組み込んだ新たな報酬体系による介護サービス提供体制へ完全に移行。

## 2. 変更点

	現行	令和6年4月以降
施設・事業所からの報告	○新規感染者が発生した場合、指定様式により長寿いきがい課のメールアドレスまで報告	○報告不要。ただし、 <b>新規感染者が10名以上発生</b> した場合など感染症法に基づく <b>保健所への報告が必要な場合は</b> 、保健所に加えて <b>長寿いきがい課にも報告</b> 。
検査キットの配布	○施設・事業所からの求めに応じ、スクリーニング用の検査キットを提供	<b>【公費支援は終了】</b> ○施設・事業所において <b>必要な量を備蓄</b> してもらう。
物資の提供	○施設・事業所からの求めに応じ、感染症対策課から随時、マスク、ガウン、フェイスシールドなど感染対策用物資を配布	<b>【公費支援は終了】</b> ○施設・事業所において <b>必要な量を備蓄</b> してもらう。
感染指導	○施設・事業所から感染者が多数発生した場合には、保健所と連携し、現地でゾーニングや感染防護具の着脱指導などを実施	○継続
施設対策	○施設・事業所への行政検査の実施 ○施設内療養等への支援	<b>【公費支援は終了】</b> ○施設内療養に係るかかりまし経費への支援に代わり、令和6年度の報酬改定に伴う新たな加算による対応